

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）
- (2) 需要場所 別添 1 のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等（各需要場所の詳細は、別添 1 のとおり。）
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（目安として別添 1 に令和 8 年 4 月の予定契約電力を記載する。）
 - ② 予定使用電力量：別添 1 のとおり。
- (3) 供給期間
 - 自 令和 8 年 4 月 1 日 0：00
 - 至 令和 9 年 3 月 31 日 24：00
- (4) 需給地点
需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 主体的業務等の再委託の禁止
当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。
- (8) 対価の支払方法
 - ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、中国電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3 か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添 4 を「3 (3) 担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添 4 提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3 (3) 担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3 (3) 担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書（別添 2-1）」及び「供給実績証明書（別添 2-2）」を令和 7 年 12 月 2 日（火）正午までに「(3) 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和 7 年 12 月 9 日（火）18 時までに「(3) 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添 3 の質問書を作成のうえ、「(3) 担当部署」に電話連絡後、令和 7 年 11 月 11 日（火）正午までに FAX により提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和 7 年 11 月 20 日（木）18 時頃に日本年金機構 HP に掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要			2. 仕様（1）供給電気方式等						令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）												
エリア	拠点数	契約電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧 (V) (標準電圧)	計量電圧 (V) (標準電圧)	標準周波数 (H z)	受電方式	蓄熱式負荷設備の有無	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	合計
日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）	26	1,455	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	60	※別添 1 を参照		132,311	138,151	162,952	236,580	258,162	221,923	156,994	147,459	206,307	233,362	231,277	189,710	2,315,188

概要									【参考】令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約電力 (KW)	蓄熱式負荷設備の有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
212	中国	鳥取年金事務所	鳥取県鳥取市扇町 1 7 6	1回線受電	66	無	自動検針	本線	5,210	5,404	6,289	8,636	8,848	7,758	5,827	6,101	7,982	9,224	9,601	8,186	89,066	2,315,188
213	中国	倉吉年金事務所	鳥取県倉吉市山根 6 1 9 - 1	1回線受電	37	無	自動検針	本線	3,677	3,816	4,377	5,835	6,521	5,619	4,191	3,934	4,868	5,245	5,988	5,019	59,090	
214	中国	米子年金事務所	鳥取県米子市西福原 2 - 1 - 3 4	1回線受電	52	無	自動検針	本線	4,924	5,271	6,201	9,033	9,645	8,180	5,916	5,391	6,621	7,877	7,978	6,683	83,720	
215	中国	松江年金事務所	島根県松江市東朝日町 1 0 7	1回線受電	65	無	自動検針	本線	4,833	4,874	6,374	9,197	11,150	9,380	5,914	5,513	8,889	10,406	10,737	8,407	95,674	
216	中国	出雲年金事務所	島根県出雲市塩冶町 1 5 1 6 - 2	1回線受電	50	無	自動検針	本線	4,441	4,678	5,432	7,815	9,760	7,872	5,355	4,941	7,208	7,602	7,283	6,096	78,483	
217	中国	浜田年金事務所	島根県浜田市原井町 9 0 8 - 2 6	1回線受電	42	無	自動検針	本線	4,363	4,258	4,708	6,532	7,446	6,365	4,498	4,737	6,325	6,885	6,752	5,447	68,316	
218	中国	岡山東年金事務所	岡山県岡山市中区国富 2 2 8	1回線受電	57	無	自動検針	本線	4,503	4,966	6,270	9,467	10,209	8,798	5,916	5,421	8,681	9,833	9,993	7,807	91,864	
219	中国	岡山西年金事務所	岡山県岡山市北区昭和町 1 2 - 7	1回線受電	61	有	自動検針	本線	6,824	7,307	8,428	12,509	13,253	11,318	8,256	7,130	9,458	11,078	11,062	8,990	115,613	
220	中国	倉敷東年金事務所	岡山県倉敷市老松町 3 - 1 4 - 2 2	1回線受電	88	無	自動検針	本線	8,024	8,504	10,002	15,400	15,833	13,421	9,484	9,487	12,960	13,896	13,510	10,514	141,035	
221	中国	倉敷西年金事務所	岡山県倉敷市玉島 1 9 5 2 - 1	1回線受電	53	無	自動検針	本線	5,061	5,259	6,003	9,162	9,981	8,371	6,372	5,267	7,160	8,263	8,192	6,537	85,628	
222	中国	津山年金事務所	岡山県津山市田町 1 1 2 - 5	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,840	4,938	5,471	7,458	7,922	6,811	4,983	5,685	7,692	8,704	8,417	6,956	79,877	
223	中国	高梁年金事務所	岡山県高梁市旭町 1 3 9 3 - 5	1回線受電	39	無	自動検針	本線	2,846	2,967	3,940	5,684	5,575	5,077	3,649	3,387	5,274	5,645	5,780	4,497	54,321	
224	中国	広島東年金事務所	広島県広島市中区基町 1 - 2 7	1回線受電	109	無	自動検針	本線	10,125	10,183	12,941	19,333	19,288	17,232	11,317	12,090	17,914	20,077	19,025	15,004	184,529	
225	中国	広島南年金事務所	広島県広島市南区皆実町 1 - 4 - 3 5	1回線受電	93	有	自動検針	本線	9,666	10,108	11,834	18,021	21,939	17,892	11,911	10,258	14,244	16,688	16,690	13,886	173,137	
226	中国	福山年金事務所	広島県福山市旭町 1 - 6	1回線受電	72	無	自動検針	本線	5,258	5,972	7,374	12,073	13,914	12,010	7,093	6,644	11,509	12,837	12,170	9,370	116,224	
227	中国	呉年金事務所	広島県呉市宝町 2 - 1 1	1回線受電	29	無	自動検針	本線	6,553	6,695	6,500	7,624	7,871	7,026	6,551	6,464	6,921	7,020	6,506	6,984	82,715	
228	中国	三原年金事務所	広島県三原市門一町 2 - 4 - 2	1回線受電	57	無	自動検針	本線	4,243	3,943	4,625	8,376	8,826	7,888	4,733	5,037	7,855	9,309	9,481	6,971	81,287	
229	中国	三次年金事務所	広島県三次市十日市東 3 - 1 6 - 8	1回線受電	37	無	自動検針	本線	3,144	3,066	3,355	4,177	4,807	4,285	3,425	3,442	4,791	5,191	5,614	4,434	49,731	
230	中国	備後府中年金事務所	広島県府中市府中町 7 3 6 - 2	1回線受電	36	無	自動検針	本線	3,819	3,836	4,248	5,942	6,519	5,603	4,192	4,240	5,528	6,101	5,842	5,184	61,054	
231	中国	山口年金事務所	山口県山口市吉敷下東 1 - 8 - 8	1回線受電	78	無	自動検針	本線	5,542	6,020	7,811	11,244	12,201	10,379	7,086	6,398	9,636	10,623	9,936	8,175	105,051	
232	中国	下関年金事務所	山口県下関市上新地町 3 - 4 - 5	1回線受電	60	無	自動検針	本線	5,626	6,276	7,608	10,322	11,086	10,173	7,432	5,620	6,893	8,888	8,924	7,683	96,531	
233	中国	徳山年金事務所	山口県周南市新宿通 5 - 1 - 8	1回線受電	57	無	自動検針	本線	4,894	5,195	5,988	8,451	9,240	7,913	6,156	5,439	7,726	8,900	8,809	7,279	85,990	
234	中国	宇部年金事務所	山口県宇部市港町一丁目 3 番 7 号	1回線受電	68	無	自動検針	本線	5,143	5,484	6,647	10,367	11,170	9,293	6,443	5,496	7,607	8,877	8,771	7,393	92,691	
235	中国	岩国年金事務所	山口県岩国市立石町 1 - 8 - 7	1回線受電	46	無	自動検針	本線	4,573	5,102	5,897	8,214	9,034	7,848	5,936	4,959	6,506	7,761	7,745	6,452	80,027	
236	中国	萩年金事務所	山口県萩市江向 3 2 3 - 1	1回線受電	35	無	自動検針	本線	3,533	3,365	3,969	5,101	5,525	4,832	3,751	3,773	5,423	5,800	5,909	5,141	56,122	
237	中国	旧広島西年金事務所	広島県広島市西区中広町2-30-5	1回線受電	12	無	自動検針	本線	646	664	660	607	599	579	607	605	636	632	562	615	7,412	

適 合 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2. 令和 5 年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有・無	

① ～ ④の合計点数	
------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」及び「点数」には、別添 2 - 1（配点資料）により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が 5 0 点以上 となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力 (中国電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示 (※) しており、かつ、①令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 50 点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.450 未満	70
	0.450 以上 0.475 未満	65
	0.475 以上 0.500 未満	60
	0.500 以上 0.520 未満	55
	0.550 以上	0
② 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照) に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期(事業開始日から 1 年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合

	は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））

	②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電氣由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電氣に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電氣であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電氣は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電氣を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電氣の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

供 給 実 績 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

㊞

当社が取り扱う電力供給（販売）量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 電力供給（販売）量の合計	kWh
---	-----

注 1）上記を示す書類を添付すること。

注 2）上記数量は、日本国内で供給（販売）したものとし、地域は問わない。

注 3）上記数量が、仕様書別添 1 の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力量の合計以上であること。

注 3）提出期限：令和 7 年 1 2 月 2 日（火）正午（必着）

注 4）提 出 先：〒 1 6 8 - 8 5 0 5

東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL：0 3 - 6 8 9 2 - 0 7 2 7 FAX：0 3 - 6 8 9 2 - 7 9 9 3

日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）の質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

提出者

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】令和7年11月11日（火）正午まで
【質問書提出方法】FAX（ 03-6892-7993 ）
【質問書の提出先】日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL 番号

㊞

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 対象拠点（お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力）
別添4別表のとおり

2 供給期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり）

区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】												
供給電力量 (kWh) 【B】												
再エネ比率 (%) 【C】												

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (kWh)
例	FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
例	非FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（kWh）							

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9 8 7 6 - 5 4 3 2	〇〇年金事務所	〇〇県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				